日本共産党 市政ニュース

2018年9月20日 No.351 http://www.n-jcp.jp 名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 1 電話052 (972) 2071 FAX052 (972) 4190 発行・日本共産党名古屋市会議員団

議案外質問(9月20日) 山口清明議員

地震、豪雨、台風、高潮・・・複合災害への備えは急務

「一部損壊」世帯の生活再建に市の支援を

9月20日の市議会本会議で日本共産党の山口清明議員は、 地震・豪雨・台風などこの夏全国に甚大な被害を及ぼし た自然災害を教訓に、防災施策の抜本強化を求めました。

複合災害を想定した対策が必要

山口議員は、台風や豪雨で緩んだ地盤を地震が直撃した北海道厚美町や、地震で屋根が損壊した都市部住宅を台風21号の暴風雨が襲った大阪の被災経過を紹介。異なる災害が同時又は連続して発生する"複合災害"への対応が必要だとして、市の方針を質しました。

防災危機管理局長は「複合災害対応の必要性を認識している。(震災および風水害対策の)次期実施計画に位置付け、対策をすすめたい」と答えました。

高潮による浸水被害 実際の避難行動の検証を踏まえた対策を

山口議員は、高潮による浸水被害が現実の脅威となっていると強調。一方で、台風21号の通過時、市内の防潮堤の海側地域336世帯709人に避難準備情報が出されのに、一人も避難所に来なかった実状に触れ、「現実に発生した災害での対応はどうだったのか、しっかり検証し、高潮浸水想定区域で避難が必要な人数をきめ細かく把握し、身近な避難先の確保を検討すべきでは」と提起。

これに対し同局長は「避難行動の検証などを踏まえ、 さらなる啓発や、現在の津波避難ビルを高潮の際にも活 用するなど、避難先の拡充を図りたい」と答えました。

高潮浸水想定図(2014年愛知県公表※) 《右屋市中区党所 名古屋市長機区党所 《名古屋市中区党所 名古屋市長機区党所 《名古屋市場区党所 《名古屋市機区党所 《名古屋市機区党所 《名古屋市機区党所 《名古屋市構造区党所 《名古屋市構造区党所 《名古屋市構造区党所 《名古屋市構造区党所

※愛知県は2015年の水防法改正を受けて20年度末迄を目途に、高潮浸水想定区域の指定に向けた検討を行っている。市はこれを踏まえて高潮のハザードマップを作成し、周知する方針。

被災住宅の大半が 公的支援受けられず

住家の被害は、被害規模により「全壊」「半壊」「一部損壊」に区分され、「一部損壊」は災害救助法や被災者生活再建支援法の対象外です。

山口議員は、大阪北部地震で被災した住宅の99%が「一部損壊」と判定されるなど、被害者の多数が公的支援を受けられないのは問題だと指摘。



「一部損壊」世帯に対し、独自時支援制度を設けた京都府や鳥取・兵庫各県、国保料や介護保険料の半額減免制度を創設した高槻市の例を挙げ、「被災の程度に関わらず、失われた財産の回復を支援するのは行政として当然の使命だ。とくに現行法では支援の対象とならない一部損壊世帯に対する支援制度を名古屋市としても整備し、災害に備える必要があるのではないか」と求めました。

「応援は必要。勉強してすすめる」(市長)

答弁にたった河村市長は「『一部損壊』(世帯)を応

援することは必要。他の自治体(の取り組みを)ちゃんと勉強してすすめたい」と前向きな姿勢を示しました。

山口議員は「住居の補修と再建は特に重要。市長と防災危機管理局のイニシアティブで、市民の生命と財産、守り切るための力強い防災行政をすすめてほしい」と強く要望しました。



<被害判定基準>

全 損壊・焼失・流出した部分が延床面積の 70%以上の住家等 半 損壊部分が延床面

積の20%以上70% 壊 未満の住家等

一 全壊・半壊に至らな い程度の破損で補修 壊 を必要とする住家